

「指定通所介護」重要事項説明書

牧之原むつみ園デイサービスセンター

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(鹿児島県指定 第4676200076号)

当事業所はご契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 明徳会
- (2) 法人所在地 鹿児島県霧島市福山町福沢4611番地
- (3) 電話番号 0995(56)2234
- (4) 代表者氏名 理事長 東田 悟
- (5) 設立年月 昭和48年3月16日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所・平成12年3月9日指定
※当事業所は特別養護老人ホーム牧之原むつみ園に併設されています。
- (2) 事業所の目的
利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練等を行うことにより利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。
- (3) 事業所の名称 牧之原むつみ園デイサービスセンター
- (4) 事業所の所在地 鹿児島県霧島市福山町福沢4611番地
- (5) 電話番号 0995-56-2568
- (6) 事業所長(管理者)氏名 東田 悟
- (7) 当事業所の運営方針
 - ①介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿った通所介護事業。
 - ②利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供。
 - ③利用者及びその家族のニーズや、居宅サービス計画に沿った通所介護計画の作成。
 - ④適切な介護技術をもってサービスを提供し、常にサービスの質の管理評価を行う。
 - ⑤サービスの内容及び提供方法を、本人又は家族へわかりやすく説明する。
- (8) 開設年月 平成5年3月19日
- (9) 利用定員 30人

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 霧島市福山・国分及び曾於市並びに鹿屋市輝北町

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月～土曜日 (祝日営業)
受付時間	月～土曜日 8時30分～17時30分
サービス提供時間	月～土曜日 9時45分～15時45分
延長 サービス	月～土曜日 8時30分～9時45分・15時45分～17時20分
定休日 休業日	日曜日 12月30日～1月3日(年末年始)

※台風接近や積雪など送迎に危険があると判断される場合、臨時に休業することがあります。その際は各利用者様へ直接電話等で連絡いたします。

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種 (要件資格等)	内 容	常勤換算	指定基準
1. 管理者 (社会福祉主事)	業務全般の管理を行います。	1名以上	1名
2. 介護職員	利用者の日常生活上の介護並びに余暇活動援助及び生活上の助言を行います。	5名以上	5名
3. 生活相談員 (社会福祉主事)	利用者の日常生活上の相談やご家族の介護に関する相談等に応じ適宜生活支援を行います。	1名以上	1名
4. 看護職員 (看護師)	主に利用者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護・介助も行います。	1名以上	1名
5. 機能訓練指導員 (看護師)	ご利用者様の機能訓練を担当します。	1名以上	1名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数で除した数です。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（9割・8割・7割あり）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①入浴

- ・入浴又は清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

②排泄

- ・ご契約者の排せつに関わる行為の見守りや介助を行います。

③機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

④送迎

- ・安全性・利便性を考慮し、最も適した車両での送迎及び、移動や車両乗降の介助をいたします。玄関から玄関への送迎を基本としますが、必要に応じて居室・ベッドへの介助も行います。

<サービス利用料金>

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額1割・所得に応じて2割・3割あり）をお支払い下さい。

※ 介護保険給付対象サービスの基本料は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。

【介護給付】 1割 1回あたり

利用料内訳	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基本料	570	673	777	880	984
入浴介助加算 I	40				
サービス提供体制強化加算 I	22				
介護職員処遇改善加算Ⅲ	51	59	67	75	84
小計（単位）	683	794	906	1017	1,130
自己負担額（円）	683	794	906	1,017	1,130

【介護給付】 2割 1回あたり

利用料内訳	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基本料	1,140	1,346	1,554	1,760	1,968
入浴介助加算 I	80				
サービス提供体制強化加算 I	44				
介護職員処遇改善加算Ⅲ	101	118	134	151	167
小計（単位）	1,365	1,588	1,812	2,035	2,259
自己負担額（円）	1,365	1,588	1,812	2,007	2,259

【介護給付】 3割 1回あたり

利用料内訳	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基本料	1,710	2,019	2,331	2,640	2,952
入浴介助加算	120				
サービス提供体制強化加算 I	18				
介護職員処遇改善加算Ⅲ	152	176	201	226	251
小計（単位）	2,048	2,381	2,718	3,052	3,389
自己負担額（円）	2,048	2,381	2,718	3,052	3,389

※ 入浴サービスをご利用されない場合は、自己負担が減額されます。

※ 送迎をご利用されない場合は、片道 47 単位が減額されます。

※ 合計月額に介護職員処遇改善加算Ⅲ（8.0%）が加算されます。これは給付限度額には含まれません。

☆ご契約がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も、償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。（次頁（2）①参照）

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①食事

- ・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。（食事時間） 12：00～13：00

食事に関わる費用は、ご契約者に提供する食事の食材料費と調理にかかる費用の合計です。 料金：1回あたり470円。

②通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと当事業所との間の送迎費用として、下記料金をいただきます。

送迎距離片道20km未満1回につき200円

20km以上の場合5km増すごとに50円加算する。

③時間延長サービス

利用者の希望により、通常のサービス提供時間（09：45～15：45）を超えて提供するサービス。 延長1時間につき1000円以内

④レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費を負担していただく場合があります。

⑤記録の閲覧及び複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも無料で閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代：実費

その他、石鹸・シャンプー等、事業所備え付け以外の品を希望された場合その実費。
☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

○前記(1)、(2)の料金・費用の支払いは、口座振替をお願いいたしております。

月毎に集計し、翌月20日引き落としとなります。(振替手数料132円)

○口座振替が困難な方は、サービス利用時にその都度お支払い下さい。

(4) 利用の中止、変更、追加(契約書第7条参照)

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. 非常災害対策(震災・風水害等)

非常災害対策に関しては、具体的な計画を作成し、責任者を定めておくとともに、非常災害に備えて定期的に避難、救出訓練を行います。

防火管理者	東田 悟
消防計画	令和 3 年 11 月 1 日施行 (直近) 防災組織完備
消防訓練	総合訓練 (通報・避難誘導・消火) 部分訓練 ・昼、夜間を想定し実施します。 ・消防署立ち合いのもと実施します。 ・消防設備等の機能を維持管理するために設備点検業者に委託して年 2 回 (5 月・11 月) に法定点検を実施しております。

7. 事故発生時の対応 (契約書第 1 2 条参照)

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者、または介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。

8. 感染症及び食中毒予防及びまん延防止のための対策 (契約書第 1 6 条参照)

感染症及び食中毒が発生又はまん延しないよう対策を検討する委員会を開催するとともに、その内容について周知徹底を図り、定期的に研修及び訓練を実施します。

9. 業務継続計画の策定等 (契約書第 1 7 条参照)

感染症又は非常災害の発生において、利用者に対する介護の提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務開始を図るための計画(「業務継続計画」という。)を策定し、サービス提供する職員に対し周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的に行い、必要に応じて計画の見直し、変更を行います。

10. ハラスメント防止対策 (契約書第 1 8 条参照)

①ハラスメント防止に関しては、適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するため定期的に必要研修を確保します。

②身体的暴力・精神的暴力・セクシャルハラスメント等のハラスメント事案が発生した場合、(その対象は、事業所職員、ご利用者様及びその家族等) マニュアル等を基に即座に対応し再発防止策を講じます。

11. 高齢者虐待防止時の対応 (契約書第 1 5 条参照)

当事業者は、虐待と思われる場合には、円滑かつ迅速に居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、市町村等に連絡・相談を行うとともに必要な措置を行います。

7. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- ①相談・苦情解決責任者 東田 悟 [管理者]
- ②相談・苦情受付責任者 牧 正志 [生活相談員]
- ③第三者委員 【1】竹之下やす子 [連絡先 0995 (56) 2459]
【2】松崎 千代子 [連絡先 0995 (56) 2854]
【3】東村 悦子 [連絡先 0995 (56) 1917]

また、苦情受付ボックスを正面カウンターに設置しています。

- ・第三者評価の実施状況 (実施状況なし)
- ・第三者評価の実施年月日 ()
- ・第三者評価機関名称 (牧之原むつみ園 第三者評価委員会)
- ・第三者評価結果の開示状況 (開示なし)

(2) 行政機関その他苦情受付機関 (月～金曜日 祝日を除く)

市・町担当課	所在地	電話番号	受付時間
霧島市 長寿介護課 介護給付グループ	国分市中央 3-45-1-	0995 (64) 0995	8:30～17:00
霧島市地域包括支援センター	国分市中央 3-33-10	0995 (48) 7979	8:30～17:00
曾於市 福祉介護課 地域・高齢者支援係	末吉町二之方 1980	0986 (76) 8807	8:30～17:15
鹿屋市輝北総合支所	輝北町上百引 3914ー口	0994 (86) 1111	8:30～17:15
鹿児島県くらし健康福祉部 高齢者生き生き推進課	鹿児島市鴨池新町 10-1	099 (286) 2696	8:30～17:15
鹿児島県社会福祉協議会	鹿児島市鴨池新町 1番7号	099 (250) 0110	8:30～17:00
国民健康保険団体連合会	鹿児島市鴨池新町 7番4号	099 (206) 1084	8:30～17:00

7. 利用中の事故発生・緊急時の対応について

通所介護のサービス提供中に利用者に事故や心身の状況に異変その他緊急事態が生じた場合は、速やかに市町村、利用者の家族、及び居宅介護支援事業所に連絡を行うとともに、主治医或いは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講ずるものとします。

協力医療機関 牧之原診療所 福山町福山 5290-29 電話0995(56)2151

8. 秘密保持と個人情報の取り扱いについて

- ①当事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守します。
これは、利用契約の終了後、及び従業者の退職後も継続されます。
- ②サービス担当者会議等、居宅介護支援事業者との連携を図るなど正当な理由がある場合には、利用者及びご家族の個人情報を用いることが出来るものとします。
- ③利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

令和 年 月 日

社 会 福 祉 法 人 明 徳 会
牧之原むつみ園デイサービスセンター
管 理 者 東 田 悟 印

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

説明者職名 生活相談員 氏名 牧 正志 印

私及び家族は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始、及び個人情報の提供について同意しました。なお、利用者本人の意思決定が困難な場合、サービス利用に関わる協議及び決定等は家族等が行います。

利用者住所 _____ 番地

ご利用者氏名 _____ 印

ご家族氏名(代理人) _____ 印

ご利用者との続柄 []

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

(1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 3階建の1階部分

(2) 建物の延べ床面積 460㎡

(3) 事業所の周辺環境*

(騒音、日当たり等) 騒音はなく、日当たりも良好

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

5名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

1名以上の生活相談員を配置しています。

看護職員… 主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

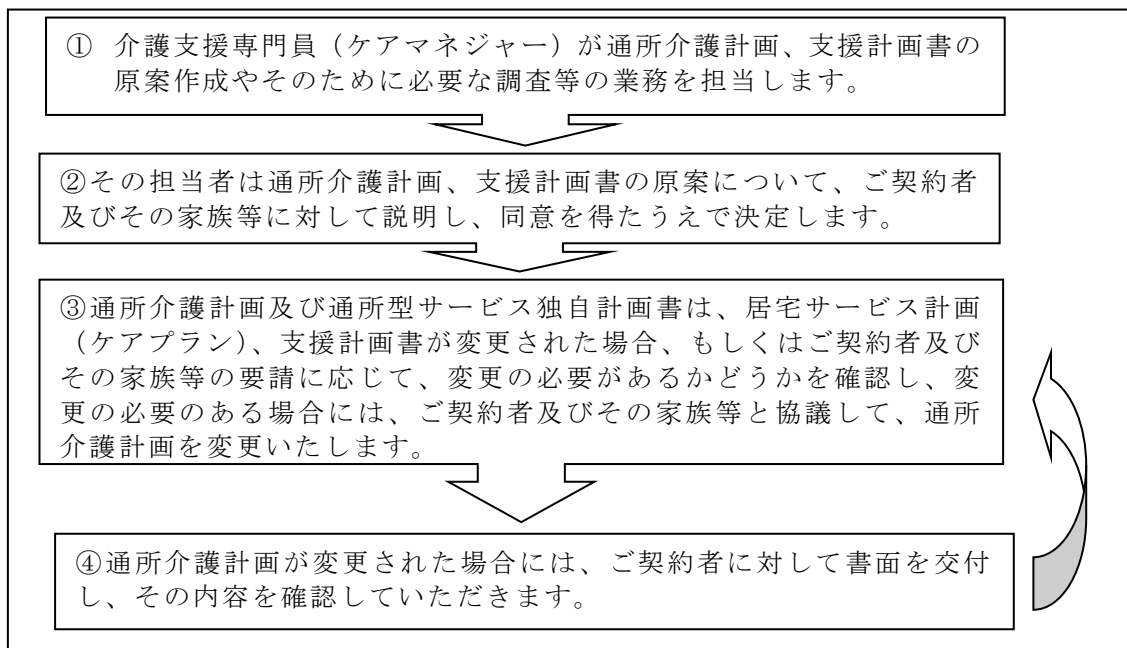
1名以上の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員…ご契約者の機能訓練を担当します。

1名以上の機能訓練指導員を配置しています。

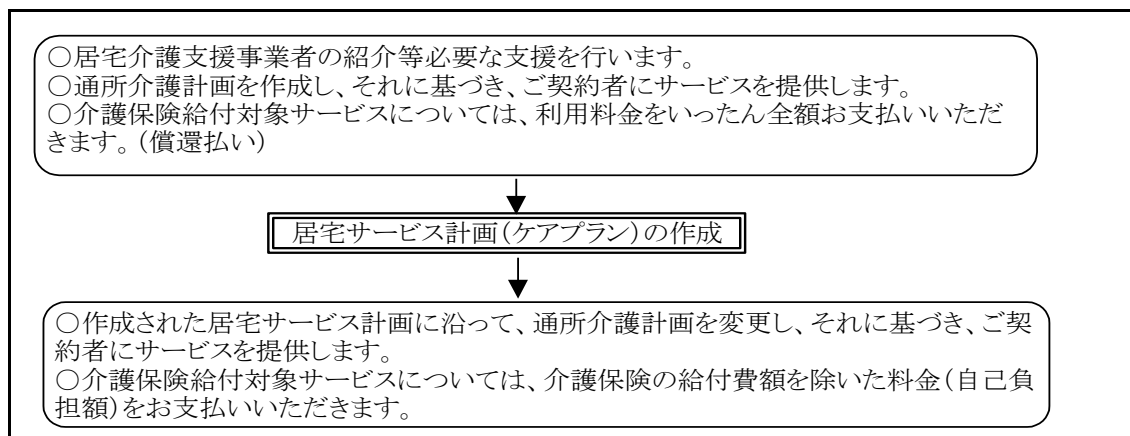
3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」及び「介護予防サービス・支援計画書」（以下、支援計画書）がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護計画」及び「通所型サービス独自計画書」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）

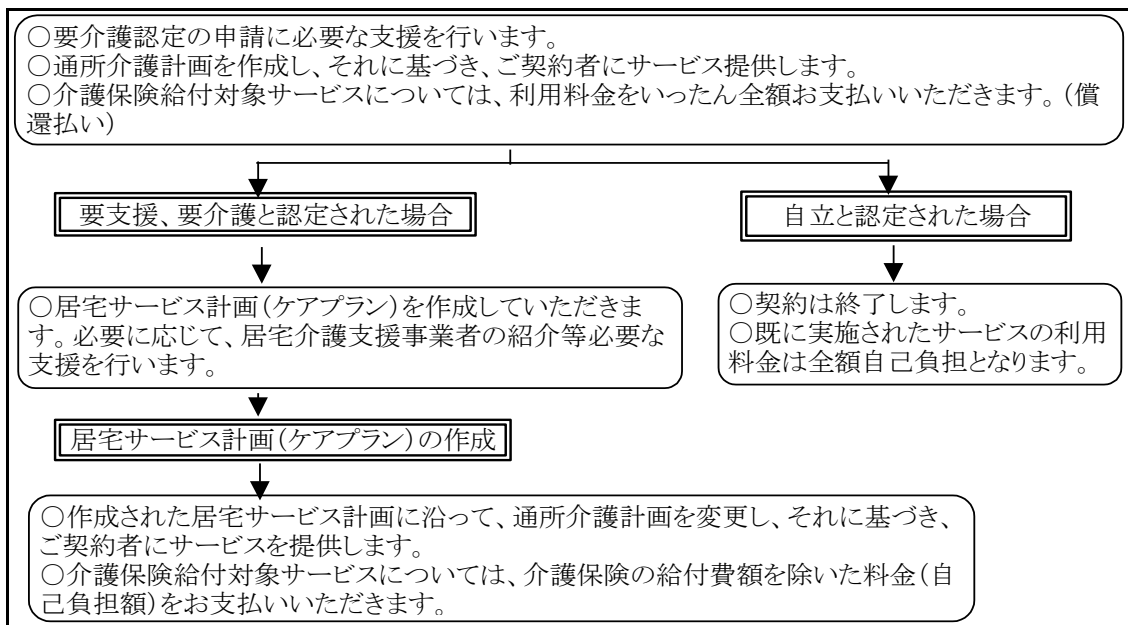


(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」・「介護予防サービス・支援計画書」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次のとおりです。

① 要介護認定、要支援認定を受けている場合



② 要介護認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第9条、第10条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は家族等の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑤ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知

り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩
しません。(守秘義務)

ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に
ご契約者の心身等の情報を提供します。

また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書に
て、ご契約者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意 (契約書第 11 条参照)

○施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、
汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当
の代価をお支払いいただく場合があります。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活
動を行うことはできません。

(2) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6. 損害賠償について (契約書第 12 条、第 13 条参照)

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速や
かにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約
者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を
減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合 (契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、
契約期間満了の 2 日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に
同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができ
ますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了しま
す。(契約書第 15 条参照)

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉
鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能に
なった場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合 (詳細は以下をご参照下
さい。)

⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（１）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 16 条、第 17 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 3 日前（※最大 7 日）までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（２）事業者からの契約解除の申し出（契約書第 18 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者及びその家族代表者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ② ご契約者及びその家族代表者による、サービス利用料金の支払いが合算して〇か月以上（※最低 3 か月）遅延し、相当期間（14 日間）を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者及び家族等が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

※家族代表者とは、ご契約者と交渉程度が最も密な者を指し、事業者はご契約者の状況を家族代表者に伝えることとします。家族代表者以外の親族などからご契約者についての状況ならび事業者への要望等については、家族代表者を通じ事業者に連絡することとします。そして、ご契約者に滞納が発生した場合、家族代表者が事業者への損失を補うこととします。

（３）契約の終了に伴う援助（契約書第 15 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。